



# 長野県報

3月18日(木)  
平成22年  
(2010年)  
第2149号

## 目次

### 条例

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（企画課土地対策室）	4
長野県松本空港条例の一部を改正する条例（交通政策課）	4
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	4
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
資金積立基金条例の一部を改正する条例（財政課）	7
松本市及び東筑摩郡波田町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（市町村課）	7
長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（市町村課）	7
長野県職員定数条例の一部を改正する条例（行政改革課）	8
長野県学校保健審議会条例等を廃止する条例（行政改革課）	8
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課）	8
旅館業法施行条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	9
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	10
特別会計設置条例の一部を改正する条例（病院事業局）	12
長野県中小企業振興審議会条例の一部を改正する条例（産業政策課）	12
長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	13
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	13
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	13
高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	13
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	14

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	14
長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	14
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）	14
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	14

### 告示

平成22年3月12日成立した平成21年度補正予算の要領（財政課）	15
平成22年3月12日成立した平成22年度予算の要領（財政課）	18
介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可（長寿福祉課）	22
中小企業融資規程の一部改正（経営支援課）	23
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	23
基本測量の終了（建設政策課）	23
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）	23
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	23

### 公告

一般競争入札（管財課）	24
一般競争入札（情報公開・私学課）	25
争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	25
一般競争入札（農業政策課）	26
都市計画の図書の縦覧（3件）（都市計画課）	26
一般競争入札（道路管理課）	27
宅地建物取引業者の免許の取消し（建築指導課）	28
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	28
一般競争入札（病院事業局）	28
一般競争入札（建設政策課）	29
一般競争入札（事業課）	30
平成21年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に添えて提出した意見に対する方針についての通知（監査委員事務局）	31
住民監査請求の監査結果の公表（監査委員事務局）	51

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇ 長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 不動産鑑定業者の登録に関する証明について、受益者負担の適正化の観点から手数料の額を新たに定めることとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県松本空港条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 県民の利便性向上、県内経済及び観光の発展並びに航空会社が運行しやすい環境の整備の観点から、松本空港の運用時間の延長を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年6月1日から施行します。

### ◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 労働基準法の一部改正に伴い、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合の引上げ及びこれに代わる超勤代休時間の制度の新設のほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

### ◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、3歳未満の子を養育する職員に対する時間外勤務の免除及び育児休業等の取得についての見直しを行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年6月30日（一部の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。

### ◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 長野県地域活性化・生活対策臨時基金の設置期間が平成21年度末で満了するため同基金を廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

### ◇ 松本市及び東筑摩郡波田町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第6号）

- 1 松本市及び東筑摩郡波田町の合併に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととしました。
  - (1) 長野県警察の組織に関する条例
  - (2) 児童相談所条例
  - (3) 児童福祉施設条例
  - (4) 高等学校設置条例
  - (5) 長野県女性相談センター条例
- 2 この条例は、平成22年3月31日から施行します。

### ◇ 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 政治資金規正法及び土壤汚染対策法の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料額を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成22年4月1日）から施行します。

### ◇ 長野県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 本庁部局の統廃合や現地機関の再編等により職員数の削減が進み、条例の定数との間に相当の乖離が生じているため、条例の定数を削減することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

### ◇ 長野県学校保健審議会条例等を廃止する条例（条例第9号）

- 1 条例に基づいて設置されている審議会等の見直しを行い、審議実績がないなど設置の必要性が低い審議会等に係る以下の条例を廃止することとしました。
  - (1) 長野県学校保健審議会条例
  - (2) 保健所運営協議会条例
  - (3) 長野県中小企業調停審議会設置条例
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 市町村への権限移譲を進めるため、母子保健法の規定に基づく低体重児の届出の受理等の事務及び工場立地法の規定に基づく特定工場の新設の届出の受理等の事務を希望する市町に権限を移譲するほか、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく事務について権限を移譲する町村を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 ホテル、旅館等におけるレジオネラ症の発生の防止に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成22年10月1日から施行します。

◇ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 公衆浴場におけるレジオネラ症の発生の防止に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年10月1日から施行します。

◇ 特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 地方独立行政法人長野県立病院機構が実施する施設整備等のための貸付資金の合理的な管理運営を図るため、特別会計を設置することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県中小企業振興審議会条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 中小企業の振興に関する重要事項について専門的に調査審議するため、長野県中小企業振興審議会に専門委員及び部会を置くこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 施設の機械設備等の定期的な修繕及び維持管理を効率的に実施するとともに、施設の利便性の向上を図るため、施設の休場日を変更することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成22年3月31までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し平成23年3月31日までとすることとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 社会部と衛生部が健康福祉部に統合されることに伴い、社会衛生委員会の名称を健康福祉委員会とすることとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 高等学校の統合に伴い、長野県中野実業高等学校及び長野県木曽高等学校を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 警察法施行令の一部改正により定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定数を3,410人（現行3,402人）に改定することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第1号**

長野県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県証明事務手数料徴収条例（昭和32年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の5中「(1) 建設業者許可証明手数料 400円」を  
「(1) 不動産鑑定業者登録証明手数料 400円 に、「(2)」を  
(2) 建設業者許可証明手数料 400円」に改める。  
「(3)」に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

企画課土地対策室

長野県松本空港条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第2号**

長野県松本空港条例の一部を改正する条例

長野県松本空港条例（昭和39年長野県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午前9時」を「午前8時30分」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

交通政策課

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第3号**

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「5万5,000円に支給単位期間」を「当該1箇月当たりの運賃等相当額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間」に、「5万5,000円に当該支給単位期間」を「当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を

5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間」に改め、同項第3号中「5万5,000円に」を「当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1（当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円）を5万5,000円に加算した額に」に改め、同条第2項中「（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）を削り、「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて前項の規定により算出した額に相当する」に改め、同項各号を削る。

第28条に次の4項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、勤務時間条例第2条第9項又は第15条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第2条第7項若しくは第8項又は第15条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（次項及び第5項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間（人事委員会が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会が定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第2条第6項、第8項及び第9項並びに第15条の規定による週休日における勤務のうち人事委員会が定めるものを除く。）の時間と勤務時間条例第2条第9項又は第15条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振られ、当該正規の勤務時間中にした勤務の時間（人事委員会が定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間中にした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第5条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する人事委員会が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間中にした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する人事委員会が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間

に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する人事委員会が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第31条第2項第1号中「又は歯科医師」を削る。

第32条中「前5条」を「第28条から前条まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間条例第5条の3第1項の規定により超勤代休時間を指定された職員が当該超勤代休時間に特に勤務することを命ぜられ、当該超勤代休時間に勤務した場合に支給する第28条第5項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により支給することを要しないこととされた超過勤務手当は、当該超勤代休時間の属する月の翌月の給料支給日に支給する。

第44条中「ときは、」の次に「勤務時間条例第5条の3第1項に規定する超勤代休時間又は」を加える。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改める。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（超勤代休時間）

第5条の3 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第28条第4項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第25条の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会が定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項及び第7条第1項において「超勤代休時間」という。）として、人事委員会が定める期間内にある勤務日等（第2条第7項から第9項まで又は第15条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第7条第1項において同じ。）（第6条第1項に規定する休日及び第7条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第7条第1項中「第2条第7項から第9項まで又は第15条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「及び」「」という。）」を削り、「（休日」を「（第5条の3第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日」に改める。

（長野県学校職員の給与に関する条例及び長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 第1号に掲げる条例の規定中「又は歯科医師」を削り、第2号に掲げる条例の規定中「ときは、」の次に「勤務時間条例第5条の3第1項に規定する超勤代休時間又は」を加える。

(1) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第24条の7及び長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第22条

(2) 長野県学校職員の給与に関する条例第26条及び長野県警察職員の給与に関する条例第24条

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第4条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

（昭和41年長野県条例第30号）の一部を次のように改める。

本則第2号中「第6条第1項」を「第5条の3の規定による超勤代休時間、同条例第6条第1項」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改める。

第11条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を支給する。

第19条中「ときは、」の次に「第11条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して管理者が指定する当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間又は」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改める。

第13条第1項の表の第28条第1項の項の次に次のように加える。

第28条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号。次項及び第32条において「育児休業条例」という。）第13条第1項
第28条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第13条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条	同条第6項	育児休業条例第13条第1項

第18条第1項の表の第28条第1項の項の次に次のように加える。

第28条第4項	第2項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号。次項及び第32条において「育児休業条例」という。）第18条第1項
第28条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第18条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額に

		100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第32条	同条第6項	育児休業条例第18条第1項

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「まで」の次に「、第5条の3」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月前の月から開始し、かつ、施行日の属する月以後の月をもって終わる一般職の職員の給与に関する条例第19条に規定する支給単位期間（当該支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらの支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）（以下「特定支給単位期間」という。）に係る通勤手当の支給を受けている職員で、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第19条の規定により算出されるその者の当該特定支給単位期間に係る通勤手当の額（当該特定支給単位期間において支給単位期間が2以上ある場合にあっては、これらの支給単位期間に係る通勤手当の合計額）（以下「特定通勤手当の額」という。）が第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第19条の規定を適用するとしたならば算出される特定通勤手当の額に達しないこととなる職員には、人事委員会の定めるところにより、特定支給単位期間に係る月数のうち施行日の属する月以後の月数を考慮して人事委員会が定める額を通勤手当として支給する。

人 事 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第4号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第4項中「前3項」を「第1項から前項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、

同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会が定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」及び「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項の条例で定める期間)

第2条の2 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間とする。

第3条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改める。

第5条中「次の各号に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第6条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第7条第1号中「育児短時間勤務」の次に「(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、「第10条第2号」を「第10条第1号」に改め、同条第4号中「第10条第3号」を「第10条第2号」に改める。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次の各号に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同条各号を削る。

#### 附 則

この条例中、第1条の規定は平成22年6月30日から、第2条の規定は国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）の施行の日から施行する。

人 事 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第5号**

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県地域活性化・生活対策臨時基金の項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

財政課

松本市及び東筑摩郡波田町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第6号**

松本市及び東筑摩郡波田町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（長野県警察の組織に関する条例の一部改正）

第1条 長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県松本警察署の項中「波田町及び」を削る。

（児童相談所条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中 「東筑摩郡波田町」 を

「松本市」に改める。

(1) 児童相談所条例（昭和39年長野県条例第26号）別表の長野県松本児童相談所の項

(2) 児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）別表第1

(3) 高等学校設置条例（昭和39年長野県条例第64号）別表の長野県梓川高等学校の項

（長野県女性相談センター条例の一部改正）

第3条 長野県女性相談センター条例（昭和39年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「東筑摩郡波田町」を「松本市」に改める。

**附 則**

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

市町村課

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第7号**

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（長野県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項を次のように改める。

2の2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分	単位	金額
(1) 法第19条の16 第15項の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付	ア 複写機により用紙に複写したもの	1枚 10円
	イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。(2)のイにおいて同じ。）に複写したもの	〃 70円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
	ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもののに限る。(2)のウにおいて同じ。）に複写したもの	〃 90円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
(2) 法第20条の2 第2項の規定による法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は法第19条の14の規定による政治資金監査報告書（以下この項において「収支報告閲覧対象文書」という。）の写しの交付	ア 複写機により用紙に複写したもの	〃 10円
	イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	〃 70円に収支報告閲覧対象文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額
	ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの	〃 90円に収支報告閲覧対象文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額

（備考） 複写機により用紙に複写したものを交付する場合において用紙の両面に複写するときは、片面を1枚として額を算定する。

別表第2中

介護保険法第69条の2 第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護保険法第69条の27第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(1)に掲げる額
--	-------------------------------	-----------------

を

介護保険法第69条の2第1項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護保険法第69条の27第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(1)に掲げる額
介護保険法第115条の35第2項の規定による調査の実施	介護保険法第115条の36第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(2)に掲げる額
介護保険法第115条の35第3項の規定による公表	介護保険法第115条の42第1項の規定により知事が指定する者	別表第1の6の(3)に掲げる額

に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成21年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正規定中「に関する」を「。以下この項において「法」という。」に関する」に、

土壤汚染対策法第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	1件	240,000円
---	----	----------

を

(1) 法第22条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査	1件	240,000円
(2) 法第22条第4項の規定による汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査	〃	220,000円
(3) 法第23条第1項の規定による汚染土壤処理業の変更の許可の申請に対する審査	〃	220,000円

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第2の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

市町村課

長野県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第8号

長野県職員定数条例の一部を改正する条例

長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,579人」を「5,210人」に、「260人」を「200人」に、「6,930人」を「5,501人」に改める。

第3条中「340人」を「130人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県学校保健審議会条例等を廃止する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第9号

長野県学校保健審議会条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野県学校保健審議会条例（昭和28年長野県条例第15号）
- (2) 保健所運営協議会条例（昭和28年長野県条例第64号）
- (3) 長野県中小企業調停審議会設置条例（昭和33年長野県条例第44号）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2中 「准看護師試験委員  
保健所運営協議会の委員」 を

「准看護師試験委員」 に、

「中小企業調停審議会の会長、委員及び専門委員  
観光振興審議会の委員及び専門調査員」 を

「観光振興審議会の委員及び専門調査員」 に、

「美術館協議会の委員  
学校保健審議会の委員及び臨時委員」 を

「美術館協議会の委員」 に改める。

行政改革課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年3月18日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第10号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。